

青森大学謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）において、本学専任教職員以外の外部講師等の招聘者（以下「外部講師」という。）に支給する謝金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、その内容に応じ次に掲げるものとし、その金額は当該各号に定める額とする。

(1) 講演・講義等（次号に掲げるものを除く。）の実施に対する謝金（1時間当たり）

- | | |
|----------------------------|--------|
| ①医師免許を有し、医師としての業務経験がある者 | 8,500円 |
| ②大学教授、会社役員、高校校長又はこれに準ずる者 | 6,000円 |
| ③大学准教授、会社役職員、高校教頭又はこれに準ずる者 | 5,000円 |
| ④大学講師、助教、高校教諭又はこれに準ずる者 | 4,000円 |
| ⑤上記に該当しない者 | 2,700円 |

(2) 特別講義、特別講演又は公開講座等の実施に対する謝金（著名人又は社会的地位にあると認められる者） 1回当たり 50,000円を限度とする

(3) 会議の出席に対する謝金（指導・助言含む） 1回当たり 10,000円

(4) 前各号に掲げる謝金以外の謝金（その他の謝金） 実情を勘案し算出する。

2 特別の事情により、前項各号に掲げる金額が社会通念等と著しく乖離している場合は、これを勘案した謝金額を、起案等により決定するものとする。

(旅費)

第3条 外部講師が前条のために旅行するときは、当該外部講師に対し旅費を支給する。

2 前項の旅費については、実費を支給する。

(その他)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改正は、大学運営会議が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。